

## 栃木県歴史文化研究会会報

特集 とちぎと近代衛生

## 歴史だより

公娼制度と公衆衛生の限界  
―栃木県を事例に―

野中 富弘

第 139 号

編集・発行

栃木県歴史文化研究会

事務局

〒320-0865

栃木県宇都宮市睦町2-2

栃木県立博物館内

TEL 028-634-1313

FAX 028-634-1310

郵便振替口座

00300-1-19207

箇所を設置された。駆黴院では入院治療も行われたが、治療費は全て娼妓が負う前借金の返済から差し引かれた。

こうした中、明治32年(1898)

9月に発された「遊廓設置規程」(県令第60号)により、県内25箇所の遊廓を設置することが定められた。明治政府においては不平等条約の改正に向けた欧化政策がとられていたが、県内でも市街地に貸座敷が軒を連ねる実態が国家の「体面」を損なうものと同視され、鹿沼をはじめ町場から離れた僻地等に遊廓が新設された。だが遊廓設置という物理的な娼妓の囲い込みは風紀や体面上の対策であり、性病の拡大を危険視した隔離措置ではなかった点に留意したい。

ここまでのとおり、検梅こそが明治時代の性病に対する公衆衛生策の根幹であったが、それは娼妓のみを対象とする不徹底かつ不均衡なものであった。県統計書の娼妓健康診断成績において明治から昭和初年までの性病罹患率が

横這いであることから、性病が娼妓に対する検梅のみでは防禦し得ないことは明白であった。徴兵検査でも度々性病への高い罹患率が示されていたが、青年男性に対しては性病への啓蒙を進めるにとどまっていた。

昭和3年(1928)9月に施行された「花柳病予防法」によって、検梅の対象が娼妓以外の芸妓や酌婦等にまで拡大された。さらに満州事変以降、性病が花柳界という閉鎖空間に限定されない「国民病」であるという認識が広がり、昭和14年(1939)の法改正により風俗産業に関わる従業女性以外一般人にまで診療対象が拡大された。日中戦争に始まる総力戦下においては、国民を人的資源と捉える思想が浸透していき、人口増強に関わる政策が展開された。栃木県では昭和17年(1942)、28の優良多子家庭が厚生省より表彰を受けた一方で、県衛生課によるスローガン発信をはじめとした性病撲滅運動が推進された。優生思想に裏付けられた人口政策の二つの側面が見て取れる。公衆衛生からの資源確保という国策にまで拡大していった性病対策が、どの程度奏功したのかは検証が必要である。しかし性病蔓延の温床が娼妓たち「醜業婦」にあるという差別意識が時代を通じて一貫していたことは間違いなく、近代における公衆衛生の限界も示しているよう。

長期間にわたり病変を引き起こす梅毒を予防する思想は江戸時代にはなかったが、幕末の開国によって外国艦船の乗組員たちが感染を恐れたことにより国内ではじめて遊女に対する検梅(梅毒検査)が行われた。特に1864年に伝染病予防法を制定したイギリスからの圧力により、明治維新後、国家としての性病対策の必要性が高まっていた。

一方国際的な奴隷解放の動向に鑑み、明治5年(1872)10月、維新政府はいわゆる「芸娼妓解放令」を発し遊女や芸妓などの人身売買を禁じたが、遊女屋は「貸座敷」、遊女は「娼妓」と名を変え、従業女性が自由意思により場所を借りて性交を行う建前の元、前借金による拘束状態は継続された。栃木県では明治6年(1873)

に「貸座敷渡世規則」が布達され従来の飯盛旅籠でのみ貸座敷営業を認める一方、明治9年(1876)の県令乙第35号「売淫罰則」により密売淫(私娼行為)を禁じ、公認による性交買の囲い込みを強化した。

公娼制度の確立と共に検梅の制度化も進められていった。明治9年(1876)国は内務省達乙第45号により「予防ノ法ハ娼妓梅毒検査ノ外無之」として、全国に検梅の義務化を達した。これを受け栃木県では、同年12月に「娼妓梅毒検査規則」を制定し娼妓に対する検梅を開始した。その後、検査回数増加や対象疾患を追加するなど再三にわたる規則改定によって、性病への監視は強化されていった。明治15年(1882)には「駆黴院」が、栃木・宇都宮・佐野・足利・大田原・鹿沼の6